令和８年度
発達障害者専門相談窓口

発達障害児（者）やその家族等のご相談を専門相談員がお受けします。また、ケースに応じて適切な医療機関・相談機関・教育機関・療育機関などをご紹介します。

対　象　者　：佐賀県在住の発達障害児（者）、またはその御家族
（または発達障害の疑いのある方、またはその御家族）

ご相談方法　：１回５０分程度の面談をします。

申し込み方法　：予約制になっております。電話にてお申し込みください。

場所　および　日程：

※ 都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

圏域名	設置場所	設置日（原則）
中　部	小城市役所	毎月第２月曜日
	神埼市役所	毎月第４月曜日
東　部	鳥栖市役所	毎月第１・３水曜日
北　部	りんく（唐津市障がい者支援センター）	毎月第２・４水曜日
西　部	伊万里市役所	毎月第１・３火曜日
南　部	武雄市役所旧山内庁舎	毎月第２火曜日
	鹿島市役所	毎月第４火曜日

※ 詳細な日程は、裏面のとおりです。

お申し込み・お問い合わせ先　NPO法人それいゆ　専門相談窓口受付担当
(Tel) 0952-37-0250
受付時間　月～金（祝祭日を除く）　10時～17時
※　電話を取れない場合があります。その場合はメッセージを残してください。

★この事業は、佐賀県障害福祉課が行っています。委託を受け、ＮＰＯ法人それいゆが実施しています。

★ 専門相談窓口の日程表

★ 都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

	小城市役所	神埼市役所	鳥栖市役所	りんく(唐津市障がい者支援センター)	伊万里市役所	武雄市役所旧山内庁舎	鹿島市役所
4 月	13	27	1・15	8・22	7・21	14	28
5 月	11	25	20	13・27	19	12	26
6 月	8	22	3・17	10・24	2・16	9	23
7 月	13	27	1・15	8・22	7・21	14	28
8 月	10	24	5・19	12・26	4・18	18	25
9 月	14	28	2・16	9・30	1・15	8	29
10 月	5	26	7・21	14・28	6・20	13	27
11 月	9	30	4・18	11・25	17	10	24
12 月	14	28	2・16	9・23	1・15	8	22
1 月	18	25	6・20	13・27	5・19	12	26
2 月	8	22	3・17	10・24	2・16	9	16
3 月	8	15	3・17	10・24	2・16	9	23